

函館圏都市計画高度利用地区の変更



函館圏都市計画高度利用地区における建築物の制限について

○地区名

函館駅前若松地区

○都市計画決定年月日

平成25年3月29日 函館市告示第86号

○区域および面積

函館市若松町の一部 約0.5ha

○指定理由

本地区は、JR函館駅に面する本市の中心商業業務地に位置しているが、地区内に立地する百貨店は老朽化などにより利用状況の減少が著しく、都市機能の低下を招いている。のことから、本地区に高度利用地区を指定し、建築物の建替えを通じて土地の高度利用と都市機能の更新を図る。

○制限の内容

- 容積率の最高限度、最低限度

最高限度 600%，最低限度 300%

- 建ぺい率の最高限度

80%（ただし、耐火建築物にあっては10%を加えた数値とする。）

- 建築面積の最低限度

200m²

- 壁面の位置の制限

2.0m

○計画図

